

一般社団法人日本てんかん学会 Hans Berger 褒賞

1. 目的

ドイツの神経科学者ハンス・ベルガーが、1929年に初めてヒト脳波を報告してから、2019年で90周年を迎えます。臨床脳波は、デジタル脳波の第2世代となりwide band EEGへと発展しつつあります。これを記念し、このたび日本てんかん学会は『一般社団法人日本てんかん学会Hans Berger褒賞』を企画いたしました。「新しい脳波の時代」として、てんかんの脳波・脳活動の基礎、臨床、教育、診療も含めた幅広い分野での研究を公募して、本分野の促進を図り、本学会の活性化、てんかんに関係した中枢神経疾患の基礎と臨床における発展につなげることを目的とします。

2. 応募の資格

以下2項目のすべてを満たす者

- 1) 2018年5月末日に会員歴2年以上で、かつ満45歳未満の本学会正会員。
- 2) 2013年～2018年に筆頭演者としててんかんに関する論文を発表していること、もしくは、第47回～第51回日本てんかん学会学術集会以2回以上筆頭演者として演題発表を行っていること。（共同研究者はいずれもその限りではない）

3. 応募方法

別途『一般社団法人日本てんかん学会 Hans Berger 褒賞』取扱要領を参照のうえ、2018年6月1日から2018年7月31日までに『Hans Berger 褒賞 応募申請書』（Word ファイル）をeメールに添付し、事務局 jes-oas@umin.ac.jp に申し込むこと。

4. 受賞者の義務

- 1) 第52回日本てんかん学会学術集会（横浜，2018年10月25日～27日）において研究計画を発表すること。
- 2) 第53回日本てんかん学会（神戸，2019年10月31日～11月2日）において，成果報告を行うこと。
- 3) 「てんかん研究」37巻3号（2020年1月末発行）誌上にて成果報告を発表すること。
- 4) 褒賞金については2020年3月末日までに証拠書類を添えて会計報告を行うこと。

5. 褒賞金額

褒賞金は1件50万円。受賞対象は5名。本褒賞金は、基本的には個人の銀行口座に振り込まれるが、振込方法については所属施設の規定に対応する。税法上の取り扱いは受賞者の一時所得となるが、その年中の褒賞金等が当該褒賞金のみである場合には、特別控除額以内であるため、確定申告および納税の必要はない。